

住田町公共施設等総合管理計画

**平成 29 年 3 月策定
令和 5 年 3 月改訂
住田町**

目次

1. はじめに	
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 計画の対象範囲	1
2. 公共施設等の現況	
(1) 建築系	3
(2) インフラ系	5
3. 公共施設等の更新等に係る経費の見込み	
(1) 建築系	6
(2) インフラ系	7
(3) 公共施設等全体	11
4. 人口の推移と今後の見通し	12
5. 財政状況の推移と今後の見通し	14
6. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	
(1) 計画期間	17
(2) 全庁的な取組体制の構築と情報管理、共有方策	17
(3) 現状や課題に対する基本認識	17
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
(5) フォローアップの実施方針	21
7. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
(1) 建築系	22
(2) インフラ系	24
8. 施設マネジメントに関する取組状況	
(1) 過去に行った対策の実績	26
(2) 施設保有量の推移	27
(3) 有形固定資産償却率の推移	28
(4) 現在要している維持管理費経費	28

1. はじめに

(1) 背景

- ・本計画は「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号) による国から要請に基づき策定するものです。

(2) 目的

- ・今後の人口見通し、財政見通しなどを考慮した上で、引き続き住民サービスを低下させることなく、適切かつ効率的、効果的に施設等の維持管理を行っていくことを目的に策定するものです。

(3) 計画の対象範囲

- ・本計画の対象施設は、本町が保有する《建築系》と《インフラ系》の公共施設（以下「公共施設等」といいます。）とします。(表 1、表 2 参照)

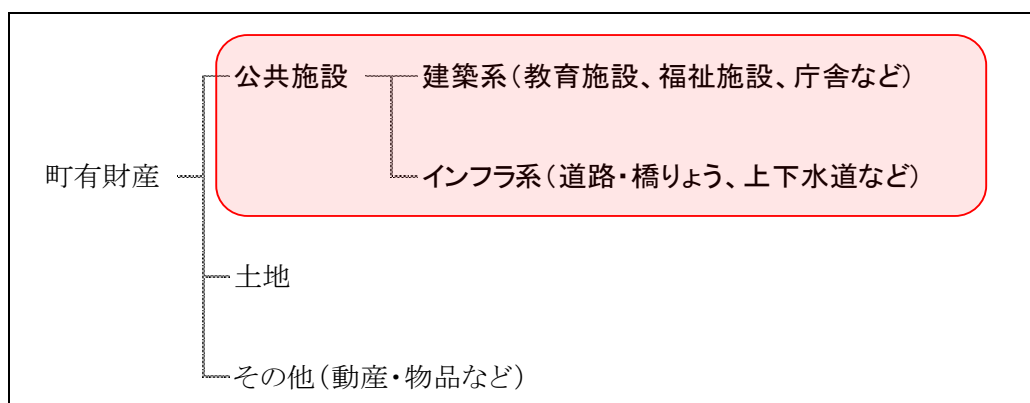


表 1 対象施設（建築系）（平成 27 年度末）

大分類	中分類	施設数	延床面積
行政系施設	庁舎等	3	4,319.76
	消防施設	19	1,365.15
市民文化系施設	集会施設	11	8,319.82
社会教育系施設	博物館等	2	991.46
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	4,903.95
	レクリエーション施設・観光施設	8	3,182.09
産業系施設	産業系施設	2	4,457.00
学校教育系施設	学校	8	15,661.13
	その他教育施設	5	1,037.21
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	1,500.74
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	1,065.00
	保健施設	1	1,172.51
	その他社会福祉施設	1	145.70
町営住宅	町営住宅	162	12,448.86
公園	公園	8	223.42
普通財産	普通財産	23	7,903.48
上水道施設	上水道施設	4	513.90
下水道施設	下水道施設	1	577.14
合計		265	69,788.32

表 2 対象施設（インフラ系）（平成 27 年度末）

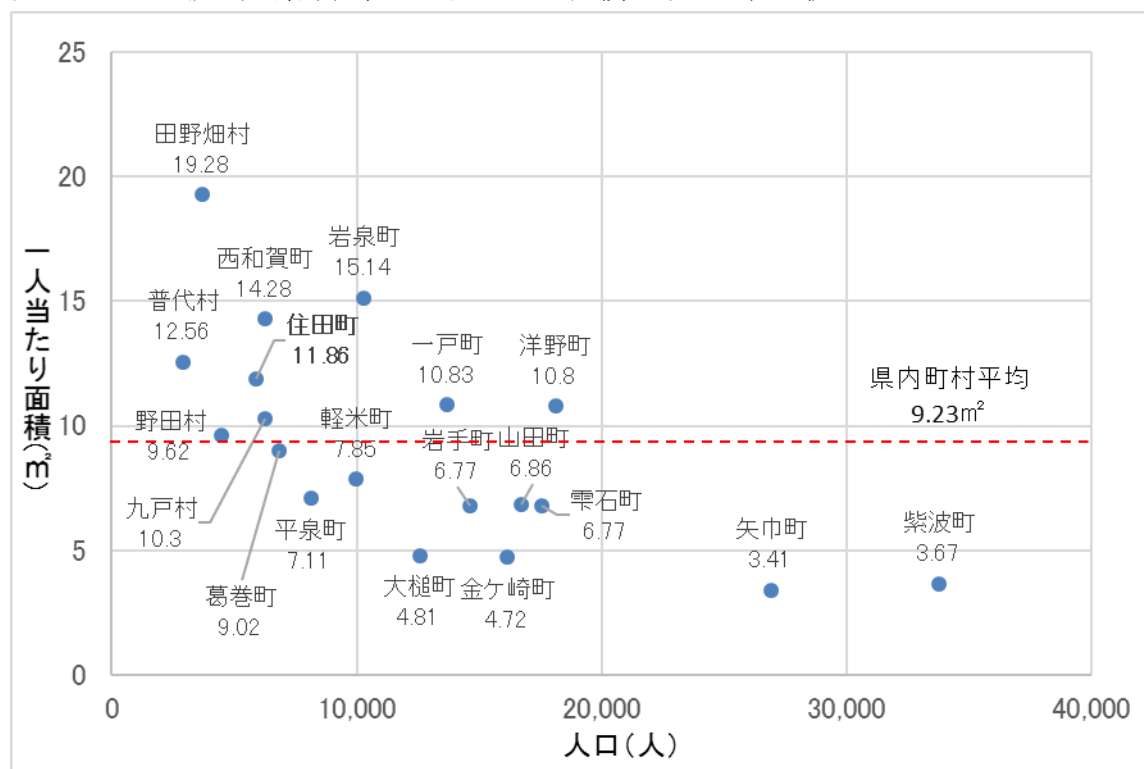
大分類	中分類	表示内容	数量	
道路・橋りょう	町道	路線数・延長	169本	163.89km
	農道	路線数・延長	12本	14.81km
	林道	路線数・延長	31本	90.34km
	橋りょう	橋りょう数・延長	105橋	2.09km
簡易水道・下水道	簡易水道	管路延長	-	59,776m
	下水道	処理区域面積・管路延長	91ha	20,813m
情報通信施設	伝送路(光ケーブル)	延長	-	199,218m
	移動通信用鉄塔	基数	-	6基
防火水槽	防火水槽	箇所数・総容量	62ヶ所	2,114t
	耐震性貯水槽	箇所数・総容量	45ヶ所	1,820t

2. 公共施設等の現況

(1) 建築系（平成 27 年度末現在）

- ・本町の建築系公共施設は 265 棟、延べ床面積約 70,000 m²の公共施設を有しています。町民 1 人あたり（平成 28 年 1 月 1 日現在）にすると 11.86 m²となり、1 万人未満の全国自治体平均（10.61 m²）に比べ 1.25 m²多い状況となっています。県内の町村と比較すると、平均よりは多いものの、人口規模同程度で比較するとほぼ中位に位置しています。（図 1）
- ・分類別で見ると、学校教育系施設が最も多く、次いで町営住宅、市民文化系施設の順となっています。（図 2）
- ・建築年度別で見ると、昭和 40 年代から 50 年代にかけて学校教育系施設の建設が多く、平成に入ると町営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設の建設が多くなっています。（図 3）

図 1 公共施設（建築系）住民 1 人当たり面積の県内町村比較



注 1) 住田町以外は、平成 26 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）による建物延面積の合計を平成 27 年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口で割った面積

図2 分類別施設面積割合

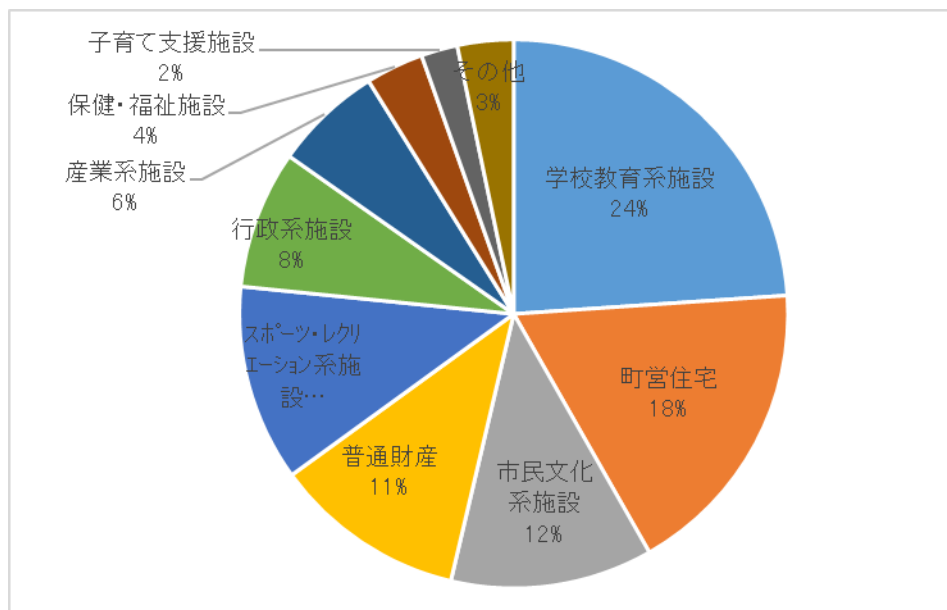
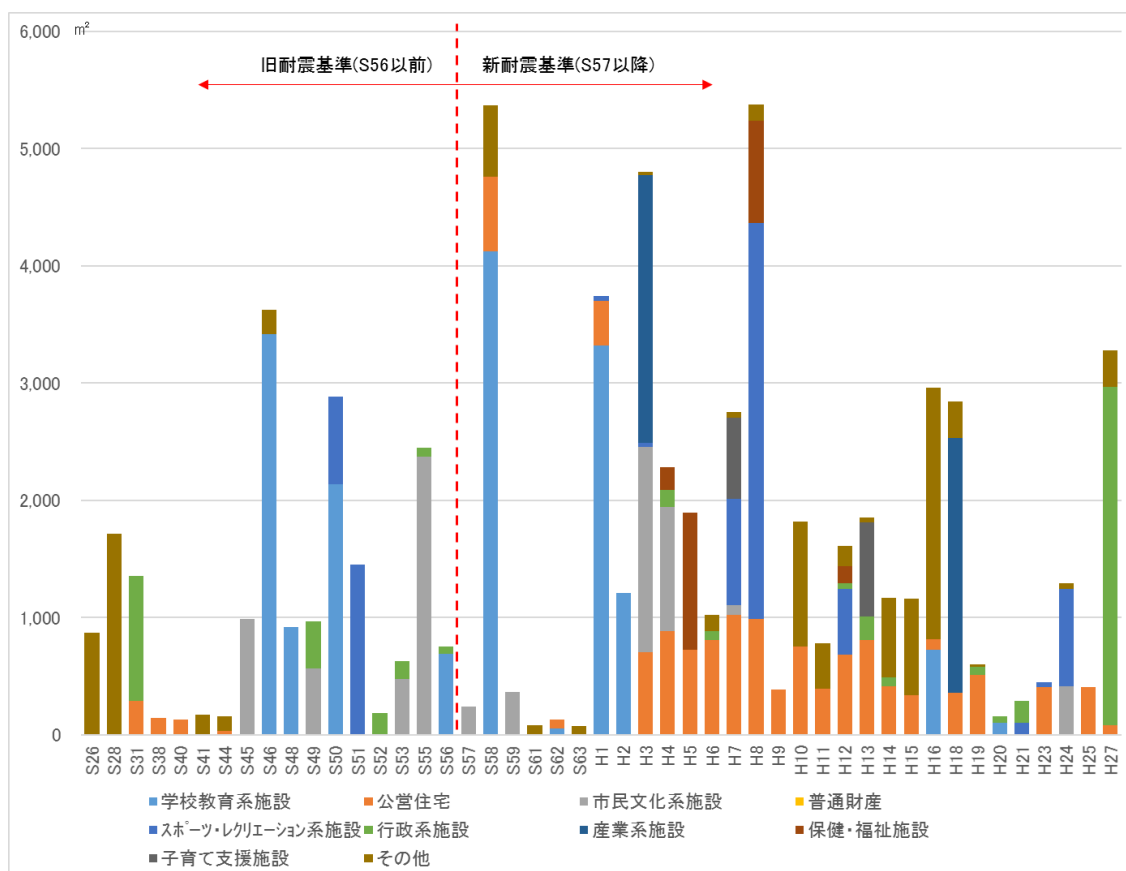


図3 建築年度別施設面積割合



(2) インフラ系（平成 27 年度末現在）

① 道路

- ・町道は 169 路線、総延長 163,891m、改良率は 55.1%となっています。
- ・農道は 12 路線、総延長 14,811m となっています。
- ・林道は 31 路線、総延長 90,339m となっています。このうち、2,451m が舗装済みとなっています。

② 橋りょう

- ・町道の橋りょうは 89 橋、総延長 1,703m となっています。昭和 40 年代に建設されたものが最も多く、老朽化が懸念される場所ですが、平成 24 年度に「住田町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、年次計画に基づき順次維持修繕工事を実施しています。
- ・農道の橋りょうは 6 橋、総延長 240m となっています。
- ・林道の橋りょうは 10 橋、総延長 142m となっています。

③ 簡易水道

- ・町内 4 地区で簡易水道事業を実施しており、管の総延長は 59,776m となっています。

④ 下水道

- ・町内 1 地区で下水道事業を実施しており、管整備は平成 10 年度から開始し、現在総延長は 20,813m となっています。

⑤ 情報通信施設

- ・地域情報通信基盤施設の光ケーブルは、平成 19 年度に整備し、ケーブルの総延長は 199,218m となっています。
- ・情報格差の解消のため、携帯電話用の鉄塔を 6 基整備しています。

⑥ 防火水槽等

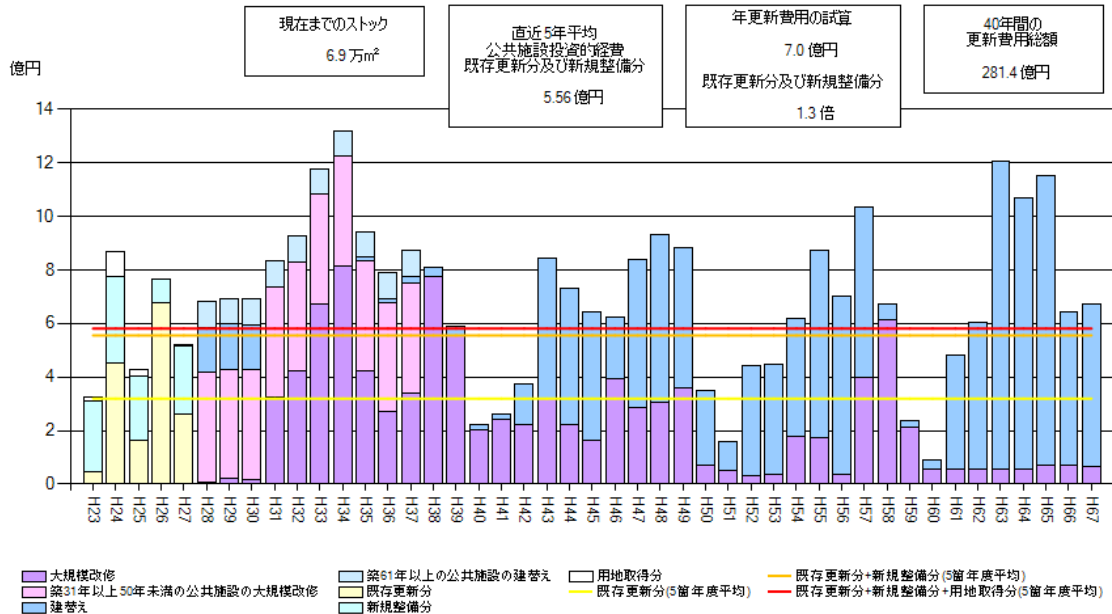
- ・防火水槽は現在 62 ヶ所、耐震性貯水槽は 45 ヶ所に整備しています。

3. 公共施設等の更新等に係る経費の見込み

(1) 建築系

- ・一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した「公共施設等更新費用試算ソフト（Ver. 2.10）」（以下「試算ソフト」といいます。）により、今後40年間に係る維持管理や更新（建て替え等）に必要な経費を試算したところ、総額で281.4億円、年平均費用は7.0億円となりました。
- ・直近5年間で公共施設に投資してきた既存施設の更新や新設整備に係る経費は5.6億円ですので、年間1.4億円不足することとなります。（図4）

図4 公共施設（建築系）の維持更新費用の実績と推計



注1) 推計に係る設定条件は下記のとおりです。

大規模改修 実施年数 <input type="text" value="30"/> 年 修繕期間 <input type="text" value="2"/> 年	建替え 更新年数 <input type="text" value="60"/> 年 建替え期間 <input type="text" value="3"/> 年
現時点で積み残している大規模改修の処理 割り当てる年数 <input type="text" value="10"/> 年	現時点で積み残している建替え処理 割り当てる年数 <input type="text" value="10"/> 年

上記設定は、上水道施設及び下水道施設についても適用されます。

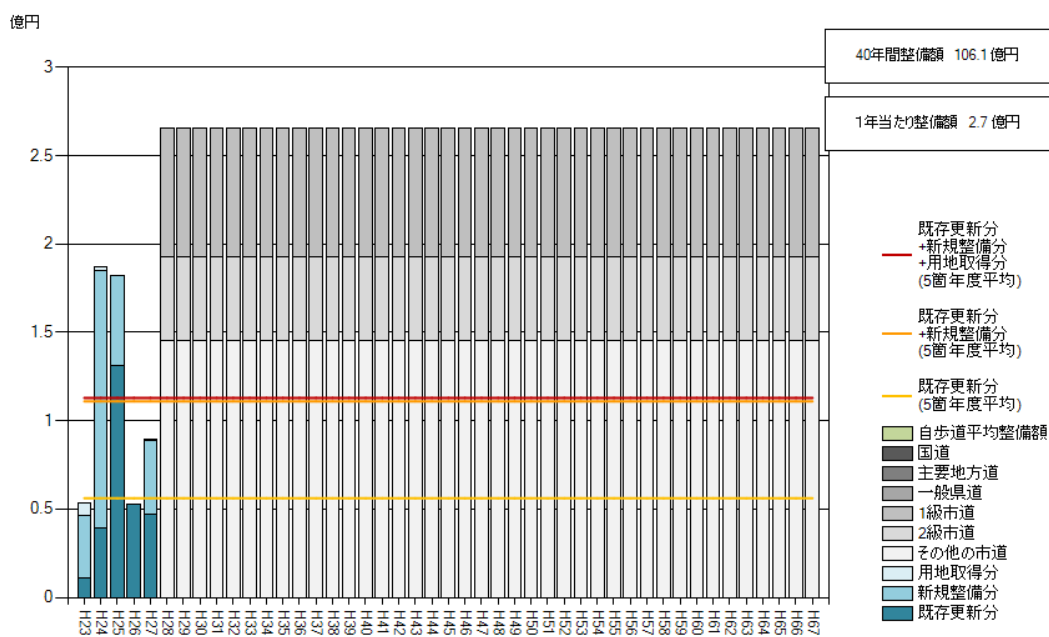
単価表	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

(2) インフラ系

① 道路

- ・試算ソフトによる試算結果は図5のとおりです。試算ソフトが整備年度ごとの推計に対応していないため、整備済み面積に対する40年間の更新経費を平均的に計上すると、1年あたり2.7億円、40年間で106.1億円となります。

図5 分類別面積による更新費用の推計（道路）



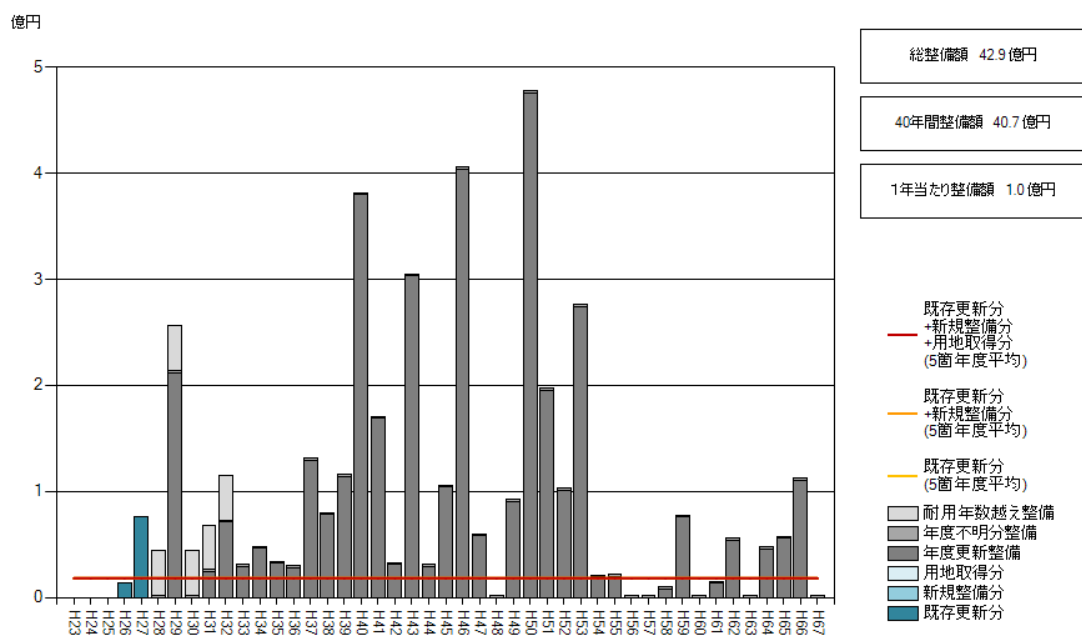
注1) 推計に係る設定条件は下記のとおりです。

入力精度:分類別面積	
国道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡	2級市道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡
主要地方道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡	その他の市道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡
一般県道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡	自転車歩行者道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="2,700"/> 円/㎡
1級市道 更新年数 <input type="text" value="15"/> 年 更新単価 <input type="text" value="4,700"/> 円/㎡	

② 橋りょう

- ・試算ソフトによる試算結果は図6のとおりです。平成40年度から約10年間に多くの更新費用が集中していることがわかります。

図6 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋りょう）



注1) 推計に係る設定条件は下記のとおりです。

橋りょう更新

更新年数 年

現時点で積み残している更新処理

割り当てる年数 年

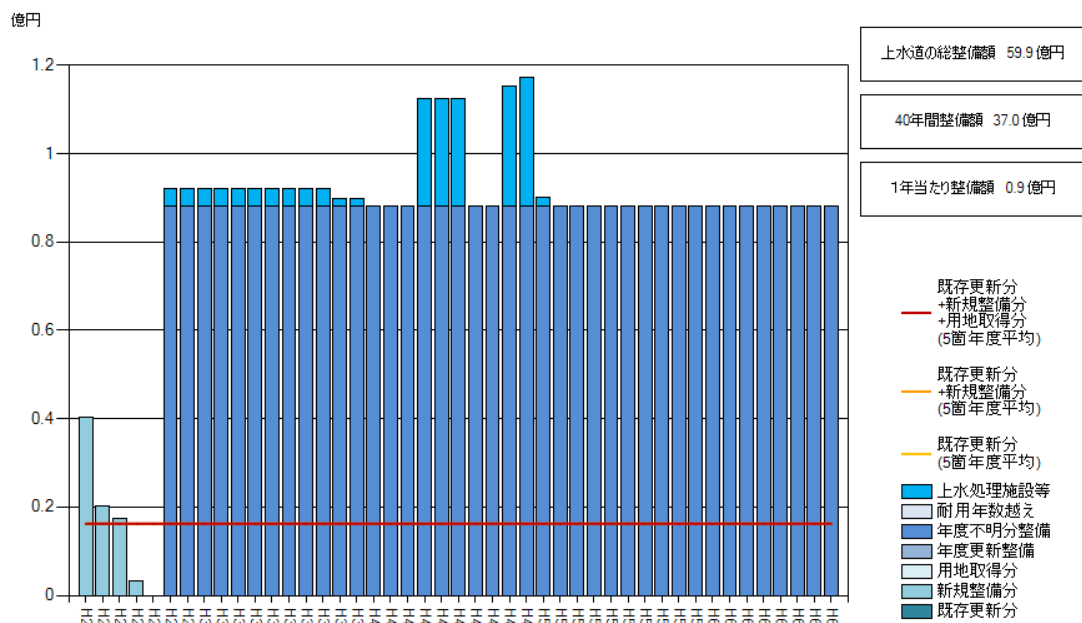
入力精度: 構造別面積 (千円/㎡)

	更新単価
PC橋	425
RC橋	425
鋼橋	500
石橋	425
木橋その他	425

③ 簡易水道

・試算ソフトによる試算結果は図7のとおりです。整備年度ごとの管路延長は現在調査中ですので、すべて整備年度不明分とし、現在保有している管路を推計期間内で平均的に更新する試算となっています。

図7 管径別年度別延長による将来の更新費用の推計（上水道）



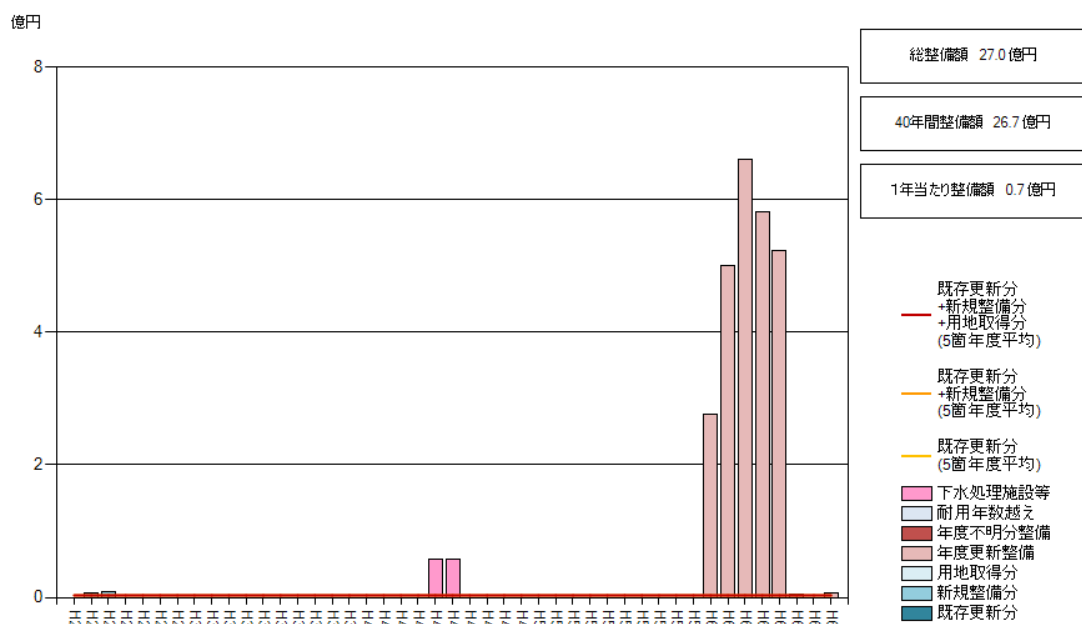
注1) 推計に係る設定条件は下記のとおりです。

プラント大規模改修 実施年数 <input type="text" value="30"/> 年 割合 <input type="text" value="60"/> %	プラント更新 更新年数 <input type="text" value="60"/> 年 割合 <input type="text" value="100"/> %	(千円/m) <table border="1"> <tr> <th></th> <th>更新単価</th> </tr> <tr> <td>導水管・300mm未満</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>送水管・300mm未満</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>配水管・50mm未満</td> <td>97</td> </tr> </table>		更新単価	導水管・300mm未満	100	送水管・300mm未満	100	配水管・50mm未満	97
	更新単価									
導水管・300mm未満	100									
送水管・300mm未満	100									
配水管・50mm未満	97									
上水道管更新 上水道管更新年数 <input type="text" value="40"/> 年	現時点で積み残している更新処理 割り当てる年数 <input type="text" value="5"/> 年									

④ 下水道

- ・試算ソフトにより試算した結果は図8のとおりです。平成44年度にプラントの大規模改修、平成60年度から管の更新に係る経費がそれぞれ計上されています。

図8 管径別年度別延長による将来の更新費用の推計（下水道）



注1) 推計に係る設定条件は下記のとおりです。

プラント大規模改修 実施年数 <input type="text" value="30"/> 年 割合 <input type="text" value="60"/> %	プラント更新 更新年数 <input type="text" value="60"/> 年 割合 <input type="text" value="100"/> %	入力精度:管種別延長 または 管種別年度別延長 (千円/m)												
下水道管更新 更新年数 <input type="text" value="50"/> 年	現時点で積み残している更新処理 割り当てる年数 <input type="text" value="5"/> 年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート管</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>陶管</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>東生管</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>		更新単価	コンクリート管	124	陶管	124	塩ビ管	124	東生管	134	その他	124
	更新単価													
コンクリート管	124													
陶管	124													
塩ビ管	124													
東生管	134													
その他	124													

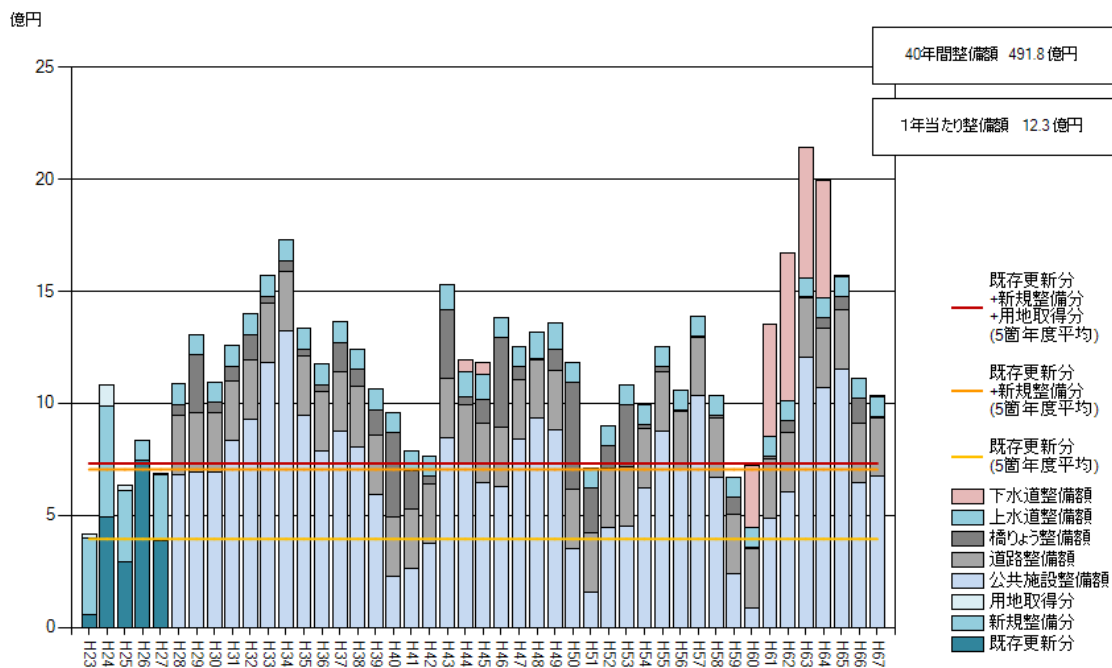
⑤ その他

- ・その他のインフラ系資産は、建設年度の調査中、または更新単価不明のため試算していません。

(3) 公共施設等全体

・建築系とインフラ系の維持更新に係る費用の試算を表したものが図9です。平成27年度までの新規整備と既存更新の合計額を上回る整備額が今後必要になることがわかります。

図9 将来の更新費用の推計（公共施設等全体）



4. 人口の推移と今後の見通し

- ・本町の人口は昭和 30（1955）年の 13,121 人をピークに移行減少が続いており、平成 27（2015）年の国勢調査による人口は 5,720 人です。（表 3）
- ・年齢別の構成をみると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）の割合は急激に上昇しているのがわかります。（図 10）
- ・平成 22 年国勢調査人口をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の推計（図 11）によると、本町の人口は平成 52（2040）年には 3,211 人と見込まれており、これは平成 22（2010）年を 100 とすると、51.9 となります。
- ・年齢別の構成で見ると、平成 37（2025）年には、生産年齢人口と老年人口の割合がほぼ同じになり、図 10 においてもっとも古い昭和 50 年と比べると、著しい高齢化の進展を見て取ることができます。

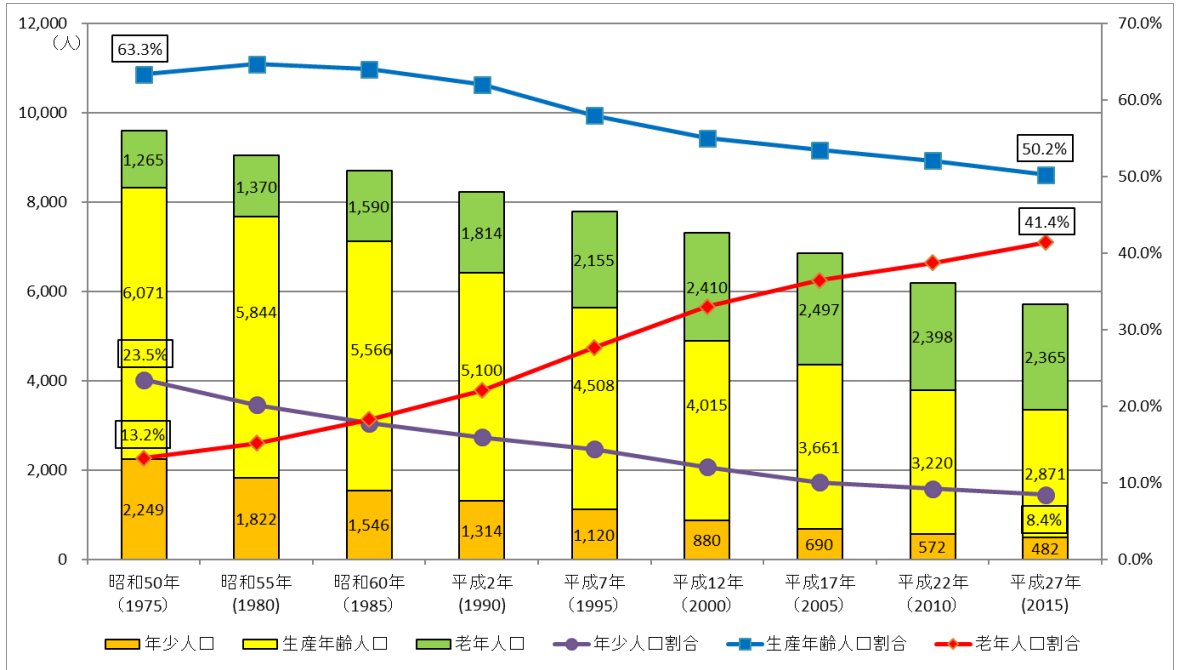
表 3 本町の人口（男女別）、世帯数等の推移

（単位：人、世帯）

区分	人口			人口の増減			世帯数	1km ² あたり人口	1世帯当たり人口
	計	男	女	計	男	女			
昭和30年	13,121	6,282	6,839				2,058	39.1	6.4
昭和35年	12,619	5,954	6,665	△ 502	△ 328	△ 174	2,176	37.6	5.8
昭和40年	11,449	5,379	6,070	△ 1,170	△ 575	△ 595	2,226	34.1	5.1
昭和45年	10,397	4,925	5,472	△ 1,052	△ 454	△ 598	2,270	30.9	4.6
昭和50年	9,585	4,569	5,016	△ 812	△ 356	△ 456	2,259	28.5	4.2
昭和55年	9,036	4,344	4,692	△ 549	△ 225	△ 324	2,294	26.9	3.9
昭和60年	8,702	4,150	4,552	△ 334	△ 194	△ 140	2,241	25.9	3.9
平成 2年	8,228	3,927	4,301	△ 474	△ 223	△ 251	2,246	24.6	3.7
平成 7年	7,783	3,729	4,054	△ 445	△ 198	△ 247	2,204	23.2	3.5
平成12年	7,305	3,485	3,820	△ 478	△ 244	△ 234	2,168	21.8	3.4
平成17年	6,848	3,265	3,583	△ 457	△ 220	△ 237	2,174	20.5	3.1
平成22年	6,190	2,959	3,231	△ 658	△ 306	△ 352	2,081	18.5	3.0
平成27年	5,720	2,764	2,956	△ 470	△ 195	△ 275	2,117	17.1	2.7

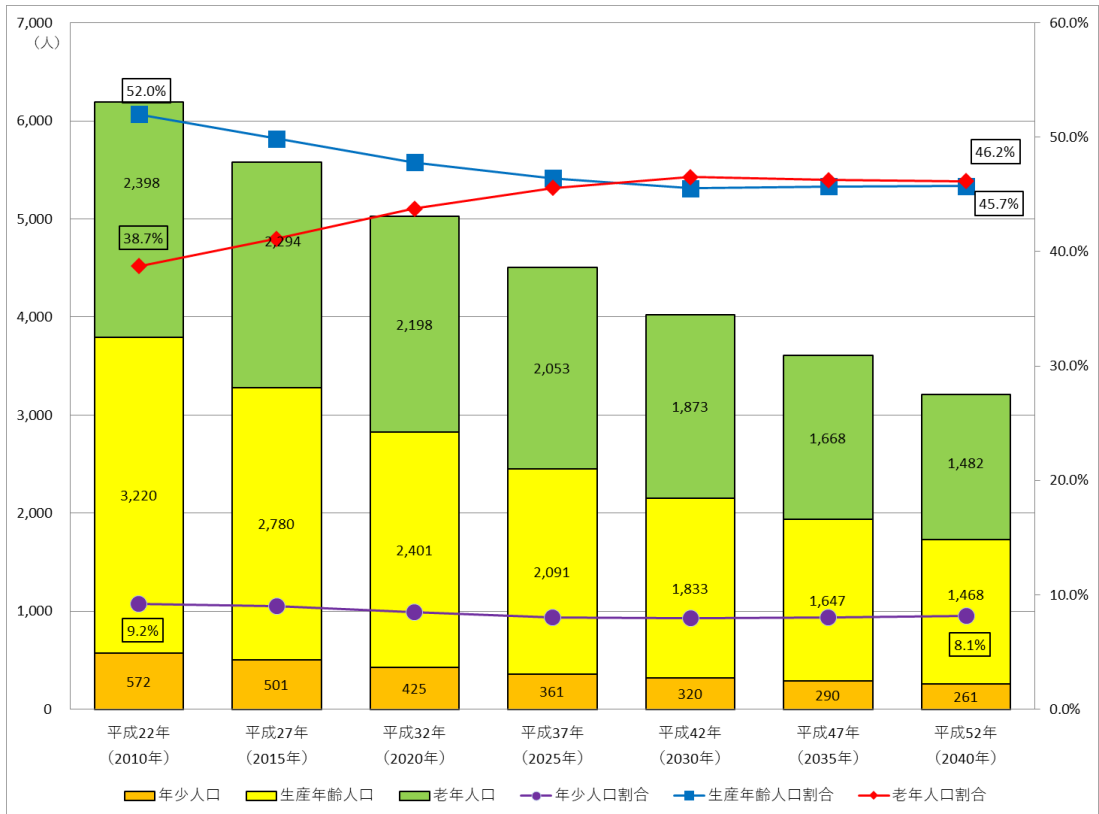
出典：「国勢調査」（総務省）

図 10 本町の人口の推移（昭和 50 年～平成 27 年）



出典) 国勢調査

図 11 本町の人口の見通し

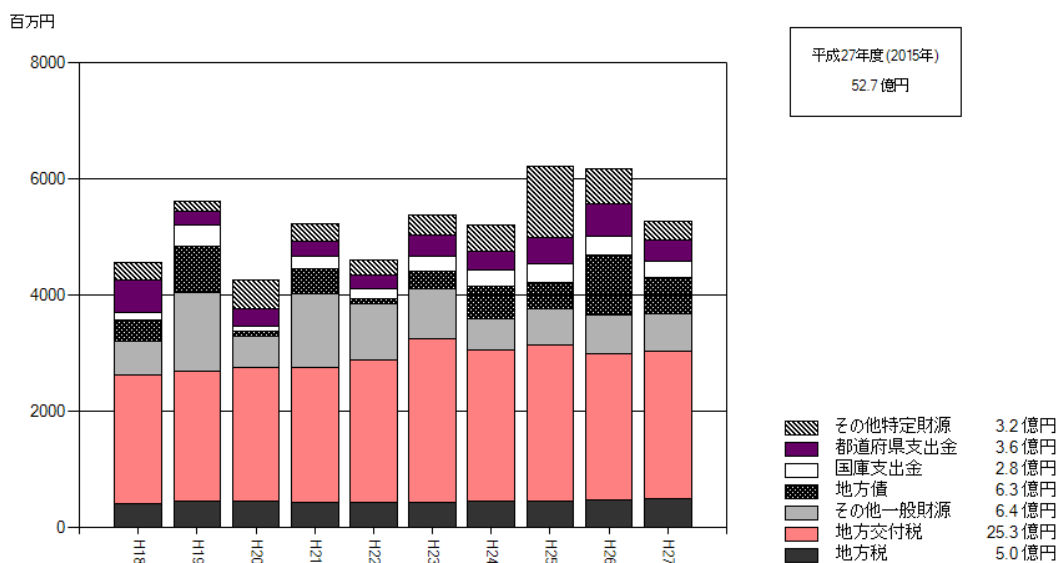


出典) 町人口ビジョン

5. 財政状況の推移と今後の見通し

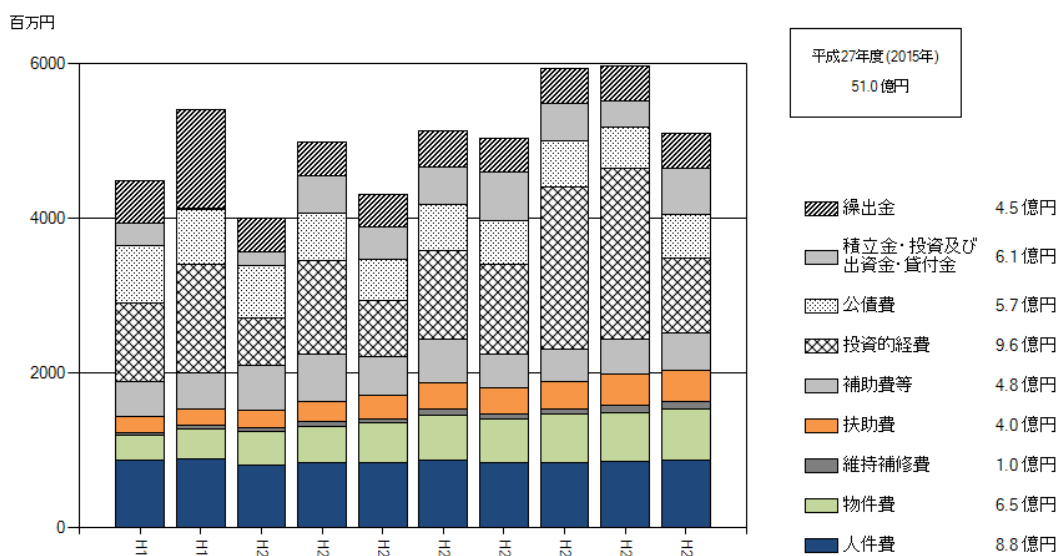
- 平成 27 年度の一般会計決算額は、歳入が 52 億 7,144 万円、歳出が 51 億 178 万円です。
- 歳入のうち地方交付税は 25 億 3,254 万円で、全体の約半分を占めています。地方債は 7 億 8,690 万円で、年度末残高は 61 億 6,963 万円、地方交付税算入見込額を除いた実質負担額は 13 億 2,607 万円で、町民 1 人当たり 23 万円ほどとなります。(図 12)
- 歳出のうち義務的経費の person 費、公債費、扶助費は上昇の傾向にあります。投資的経費は、役場庁舎建設や特別養護老人ホームすみた荘建設があった年度は大幅に増加しています。(図 13)
- 今後 5 年間の財政見通しは、図 14、15 のとおりです。役場庁舎建設や特別養護老人ホームすみた荘建設の大型事業が続いたため、投資的経費とこれに要する地方債の発行は抑制傾向にあります。一方、歳入では地方税と地方交付税が減少し、歳出では扶助費が増加する見込みであり、町が自由に使える一般財源の圧迫が懸念されます。

図 12 財政状況一歳入



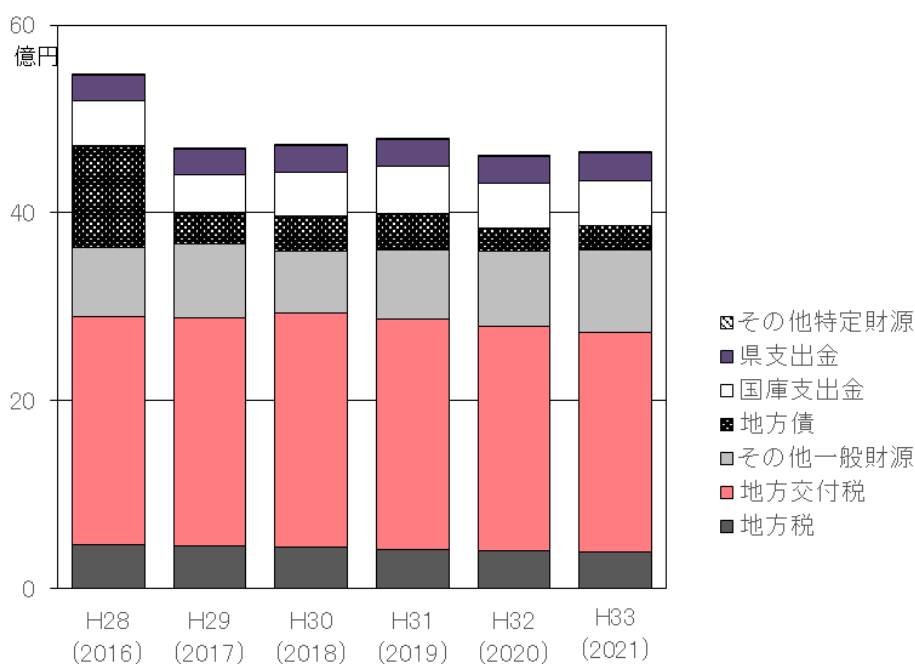
出典) 地方財政状況調査

図 13 財政状況一歳出 (性質別)



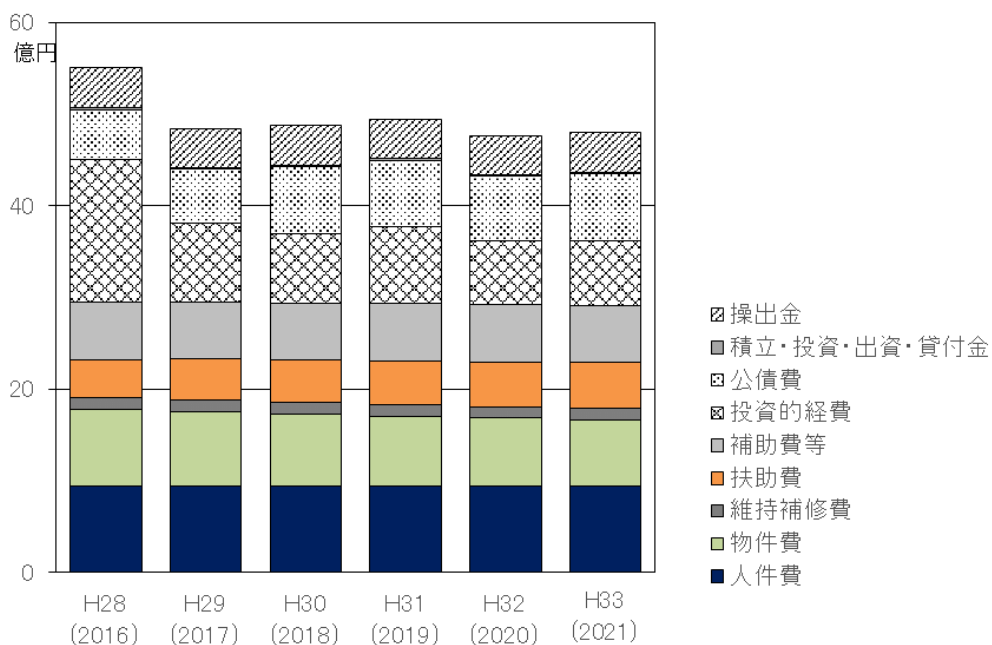
出典) 地方財政状況調査

図 14 財政見通し（歳入）



注 1) 「平成 28 年度市町村の財政見通し等に関する調査について」(平成 28 年 5 月 24 日付け岩手県政策地域部市町村課総括課長) により回答した財政見通しを基に作成

図 15 財政見通し（歳出）



注 1) 「平成 28 年度市町村の財政見通し等に関する調査について」(平成 28 年 5 月 24 日付け岩手県政策地域部市町村課総括課長) により回答した財政見通しを基に作成

6. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

- ・平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、必要に応じ随時更新します。

(2) 全庁的な取組体制の構築と情報管理、共有方策

- ・財産管理担当課長は、各課等で管理している施設の管理等に関する情報共有や評価額、使用料、土地借上料の改訂などを協議するため、必要に応じて会議を開きます。
- ・公有財産台帳の情報管理は財産管理担当課長が行い、必要に応じて役場内で情報の共有を図ります。
- ・施設の更新や大規模改修の計画的な実施については、企画担当課長が開発計画の策定において全体を調整します。

(3) 現状や課題に関する基本認識

- ・本町の人口は減少の一途をたどっており、これにより町税が減少し、また高齢化の進展によって扶助費等の社会保障経費も増大するなど、今後の財政状況は厳しさを増すものと予想されます。
- ・本町の住民 1 人当たりの公共施設面積は、県内の同等規模の市町村と比べ過剰な状況にはありませんが、過剰な投資による将来負担の増大を避けるためにも、人口の中長期的な見通しに立った適正な整備を計画的に行っていく必要があります。
- ・ただし、施設の統廃合等によるサービスの低下はさらなる人口減少につながりかねないことから、現状と見通しを正しく理解したうえで、今後のまちづくりをどのように進めていくかという戦略的な視点を持ち合わせた検討が必要です。
- ・また、公共施設は災害時の避難所や生活に必要なライフラインであることから、日頃の点検を確実にし、常に正常な状態を保つとともに、施設の長寿命化に努める必要があります。
- ・これらを実現するためには、役場内部で共通した認識を持ち、限られた財源や人員を有効に活用することで、効率的で効果的な施設の整備や維持管理に努めなければなりません。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検等の実施

- ・各施設の管理者は、設備を含めた施設全体の劣化状況を確認するため、年 1 回以上の定期点検を実施します。
- ・各施設の管理者は、公有財産台帳の内容に異動が生じた場合は速やかに財産管理担

当課長に報告し、常に最新の状態に更新することで、施設の現況を把握します。

- ・財産管理担当課長は、年1回以上、各施設の管理者に対し、財産台帳の更新状況を確認します。

参考 財務規則（抜粋）

第179条 各課長等及び財産管理者は、その管理する公有財産について次の各号に掲げる事項に留意し、その現況を把握しなければならない。

- (1) 財産の維持及び保全の適否
- (2) 使用料又は貸付料の適否
- (3) 財産と財産台帳及び関係図面との突合

2 財産管理者は、その管理する財産について、異動が生じたときは、そのつど各課長等にその旨を通知しなければならない。

(財産台帳)

第180条 各課長等は公有財産について次の各号に掲げる区分により財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならない。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 立木
- (4) 動産
- (5) 物権
- (6) 無体財産権
- (7) 有価証券
- (8) 出資による権利

(価格の再評価)

第181条 各課長等は別に定めるところにより、公有財産について3年ごとにこれを再評価し、その価格により財産台帳の価格を改定しなければならない。

② 維持管理、修繕、更新等の実施

- ・軽微なものについては毎年度の予算編成において、概ね1,000万円以上の大規模改修については開発計画においてそれぞれ計上し、計画的に修繕等を実施します。
- ・地域で管理することが地域の活性化や施設の有効活用につながる場合は、指定管理制度を活用するなど、官民協働による維持管理方策を採用します。
- ・また、この計画や必要な情報を公表することにより、PPP/PFIなどに関する民間事業者からの提案をいただき、効率化を図ります。
- ・施設の更新期が到来した際は、それまでの利用状況や今後の人口見通し等による利用の見込み、地域の安全確保や行政サービスへの影響など、総合的な見地から統廃合も含め検討します。
- ・建て替え等により更新することとなった場合は、最低限必要な規模のものとし、また幅広く情報を集め最新の技術を採用するなど、整備費の低減に努めます。

③ 安全確保の実施

- ・各施設の管理者は、日常から巡回などにより施設を点検します。
- ・定期点検や日常の巡回等により施設の破損等が発見された場合は、利用者の安全確保を第一に対処します。

④ 耐震化の実施

- ・旧耐震基準により建設された建築系施設のうち、耐震補強を施していないものについては、耐震補強、又は建て替え、又は取り壊しの措置を講じるものとします。(学校教育系施設については全施設耐震補強済み)

⑤ 長寿命化の実施

- ・各施設の管理者は、上記定期点検や日常の巡回、必要に応じた修繕等を施し、施設を可能な限り長期間活用できるよう努めます。
- ・また、個別施設計画に基づく修繕・改修を行うことにより、長寿命化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・施設の利用状況や耐用年数等を踏まえて公共施設等の供用を廃止する場合、または現在の規模や機能を維持したままの更新は不要と判断し他の公共施設等と統合する場合は、当該施設の利用者や当該施設の所在する地域の住民、関係機関等からの意見を十分に把握したうえで判断します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・各施設の管理者は、必要に応じて建築系又は土木系の技師の助言を得るなど、各課等を横断した連携体制により管理業務にあたります。
- ・各施設の管理者は、施設の管理に必要な最新技術等に関する情報を得るため、必要に応じて研修を実施します。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人など多様な利用者が想定される公共施設等の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。
- ・なお、ユニバーサルデザイン化の推進にあたっては、多様なニーズや施設の現状、将来計画などを踏まえ、費用対効果を検証した上で、対応を行います。

⑨ 脱炭素化の推進方針

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき国の地球温暖化対策計画に則して策定した「住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、公共施設等のエネルギー使用量を把握するとともに、公共施設等の整備・改修時には省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、施設周辺の緑化など、脱炭素化を進めていきます。

⑩ 平準化の方針

- ・ 公共施設個別計画（対象 27 施設）において、耐用年数等により単純な更新等を行った場合、令和 14 年から令和 33 年の間に事業が集中し、10 年間平均事業量のラインが 5 億円／年を超えることから、平準化のシミュレーションを行いました。
- ・ シミュレーション結果を基に、耐用年数を増加させるための長寿命化等の対策をとることにより、財政負担の軽減及び平準化を図りながら 10 年間平均事業量のラインが 5 億円／年を下回るように公共施設の修繕・解体・建て替えを検討します。

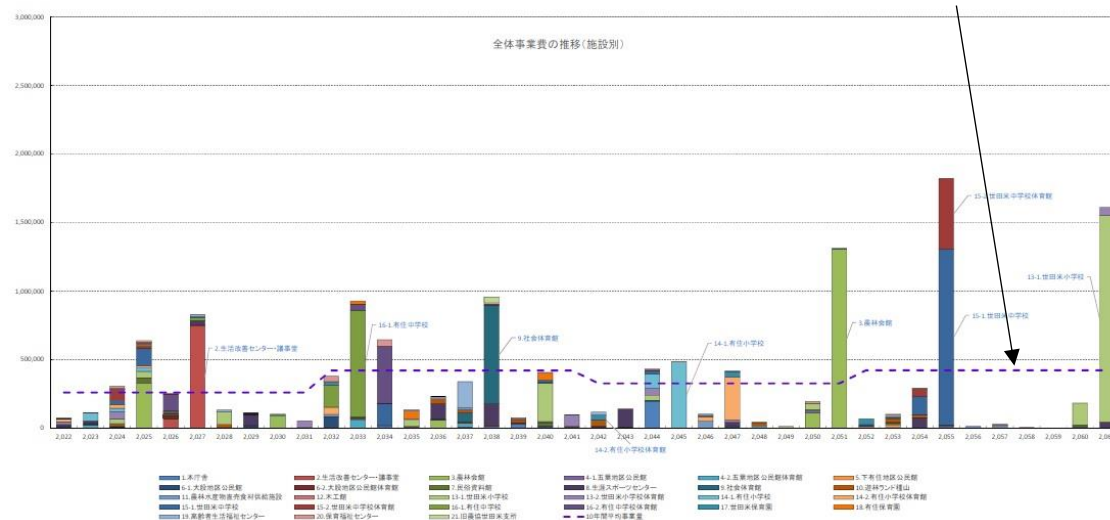
図 16 単純な更新等の場合

10 年間平均事業量のライン



図 17 平準化した場合

10 年間平均事業量のライン



⑪ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

- ・新しい地方公会計制度を本格的に導入する中で、固定資産台帳等の活用により、各公共施設等の管理コストを明確にする等、公共施設マネジメントに資する情報を利用し、計画的、効率的な公共施設等の管理を進めていきます。

⑫ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分について

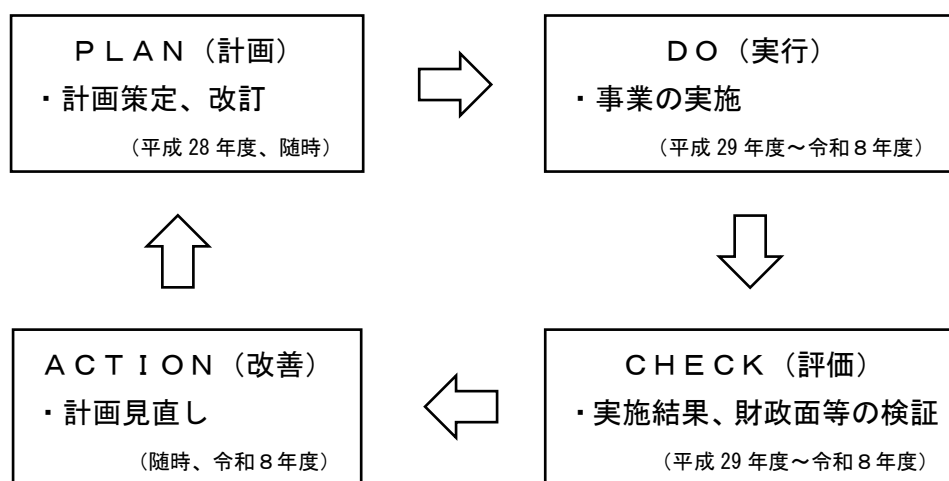
- ・町が保有する公有財産のうち、用途廃止された建物及び土地については、用途変更による再利用、地元自治組織での活用、民間への売払い・貸付等の整理を行い、個別の利活用方針を決定し、活用及び処分を進めていきます。

⑬ 広域連携について

- ・近隣自治体との施設の相互活用についての検討や、国・県が管理する公共施設等に関する情報の把握にも努めながら、各団体と連携し、保有する施設の有効利用を検討します。

(5) フォローアップの実施方針

- ・本計画の現状値については、年度ごとに最新状態に更新し、必要に応じて計画を改訂するものとします。
- ・本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のPDCAサイクルにより、進捗状況等を評価・検証し改善・改訂を行います。



7. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 建築系

① 行政系施設

- ・庁舎は平成 27 年度に新庁舎が完成したことから、今後は適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。
- ・消防施設である消防屯所は、消防団により日常の維持管理を行い、老朽化等による更新は計画的に順次進めていきます。

② 市民文化系施設

- ・本町最大の集会施設である農林会館は、昭和 55 年度に建設されたもので、近年老朽化に伴う改修や修繕が相次いでいます。また、生活改善センターは、昭和 46 年に建設されたもので、耐震補強又は建て替えについて検討中です。それぞれ役場周辺整備に関わるものであることから、中心地域の総合的な開発の中で建て替え等の方針について検討を進めます。
- ・その他、地区公民館等については、町内の各地域で利用される集会施設であることから、小さな拠点づくりなども連携しながら、地域住民による団体への指定管理委託などの方策を検討します。

③ 社会教育系施設

- ・民俗資料館は、昭和 26 年に建設された建物ですが、歴史的文化的に保存価値のある建物であることから、長寿命化に向けて点検等により必要な修繕等を実施します。
- ・桧山よろい工房については、五葉山火縄銃鉄砲隊伝承会との協定により、当該団体が維持管理を行います。

④ スポーツ・レクリエーション系施設

- ・スポーツ施設は、引き続き町体育協会に維持管理を委託します。
- ・観光施設は、収益に結び付く施設であることから、その維持管理については原則として民間事業者等への指定管理委託又は維持管理委託により実施します。

⑤ 産業系施設

- ・産業系施設は、収益に結び付く施設であることから、その維持管理については原則として民間事業者等への指定管理委託又は維持管理委託により実施します。

⑥ 学校教育系施設

- ・町内の小学校は、町総合計画において 2 校体制を維持するという目標を掲げており、当面は統廃合について検討しません。
- ・いずれの施設も昭和 40 年代から平成 1 桁の年代に建設されたものであり、老朽化が懸念されることから、点検等を徹底し、軽度の段階での修繕に努めます。
- ・学校給食センターは、子供たちの食の安全に関わる施設であることから、特に衛生面に関わる設備については点検を徹底し、適切な維持管理に努めます。

⑦ 子育て支援施設

- ・世田米保育園は平成 13 年度に、有住保育園は平成 7 年度に建設されたものです。それぞれ長寿命化に向けて日頃の点検等を適切に実施します。

⑧ 保健・福祉施設

- ・保健福祉センターは平成 5 年度、ふれあい館は平成 12 年度、高齢者生活福祉センターは平成 8 年度、木工館は平成 4 年度に建設されたものです。それぞれ長寿命化に向けて日頃の点検等を適切に実施します。

⑨ 町営住宅

- ・町営住宅は平成 27 年度末現在 12 団地、162 棟（189 戸）となっています。
- ・古いものは昭和 30 年代に建設されたものもあることから、現入居者との調整を図り、随時更新を実施します。

⑩ 公園

- ・公園は施設の管理者の目が行き届きにくい施設であることから、日頃の点検等については地域の住民団体等に委託するなどして、効率的で適切に実施できる体制を維持または検討します。

⑪ 普通財産

- ・町有住宅は平成 27 年度末現在 13 棟ありますが、古くは昭和 28 年度に建設されたものもあることから、町営住宅との調整を図り、廃止も含めた更新を検討します。
- ・その他の事務所等の建物については、企業誘致等に積極的に活用し、入居者による維持管理が図られるよう努めます。

⑫ 簡易水道施設

- ・平成 27 年度末現在、公営企業法の適用に向けた作業を進めており、詳細な資産情報を調査、整理中です。

- ・令和2年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式に移行したことから、「住田町簡易水道事業経営戦略」に基づき、施設・設備の長寿命化等の投資の平準化を図れるよう進めていきます。

⑬ 下水道施設

- ・平成27年度末現在、公営企業法の適用に向けた作業を進めており、詳細な資産情報を調査、整理中です。
- ・令和2年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式に移行したことから、「住田町下水道事業経営戦略」に基づき、施設・設備の長寿命化等の投資の平準化を図れるよう進めていきます。

(2) インフラ系

① 道路（町道、農道、林道）

- ・陥没等の欠陥箇所の確認について、町道は道路管理担当課の職員による日々の巡回点検により確認し、農道と林道については、職員による巡回点検が難しいため、町民等日々利用する方からの情報提供により確認します。
- ・欠陥箇所の修繕について、軽微なものは自前で、大規模なものは開発計画等に計上し計画的に実施します。

② 橋りょう

- ・町道の橋りょうについては、「住田町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、点検や補修等を計画的に実施し、長寿命化に努めます。
- ・農道と林道の橋りょうについても、町道に準じて維持管理を行います。

③ 簡易水道

- ・管路は整備からそれほど年数が経っていませんが、今後の更新を計画的に実施するため、平成28年11月に策定（令和4年3月改定）した経営戦略に基づき経営の安定化を図ります。

④ 下水道

- ・管路は整備からそれほど年数が経っていませんが、今後の更新を計画的に実施するため、平成28年11月に策定（令和4年3月改定）した経営戦略に基づき経営の安定化を図ります。

⑤ 情報通信施設

- ・地域情報通信基盤施設の光ケーブルの維持管理は、I R U契約により通信事業者が行うこととし、町は今後の計画的な更新に備えて準備を進めます。
- ・携帯電話用の鉄塔の維持管理は、利用する通信事業者が行うこととし、町は今後の計画的な更新に備えて準備を進めます。

⑥ 防火水槽（耐震性貯水槽）

- ・防火水槽等の点検は、大船渡消防署住田分署や消防団が行うこととします。
- ・防火水槽は蓋がないものを中心に、今後耐震性貯水槽に順次更新します。

8. 施設マネジメントに関する取組状況

(1) 過去に行った対策の実績（主なもの）

- ・本計画対象施設に対して実施した主な内容は次のとおりです。

対策	主な内容
解体	<p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧役場庁舎解体（延床面積 1,063 m²） 新庁舎に機能が移転しており、老朽化していたことから解体。土地は新庁舎及び周辺施設の駐車場として利用。 ・下有住基幹集落センター解体（延床面積 475 m²） 隣接する下有住地区公民館に機能集約。跡地を下有住地区公民館多目的広場として利用。 ・旧農協下有住支所解体（延床面積 188 m²） 隣接する下有住地区公民館に機能集約。跡地を下有住地区公民館多目的広場として利用。
建て替え	<p>(平成 29 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡地区消防組合大船渡消防署住田分署（延床面積 1,024 m²） 老朽化が進んでいたことから建て替え。 ※解体前の建物所有が消防組合だったことから当初計画時記載なし。新築後は町所有のため、実質の建て替えだが、施設数、面積が増。 ・外館消防屯所（延床面積 80 m²） 老朽化が進んでいたことから建て替え。 <p>(令和 2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上有住地区公民館（延床面積 522 m²） 老朽化が進んでいたことから建て替え。

(2) 施設保有量の推移

・計画期間の中間（令和2年度末）時点での施設保有量の推移は以下のとおりです。

表4 保有量推移（建築系）

大分類	中分類	（平成27年度末）		（令和2年度末）		（増減）	
		施設数	延床面積（㎡）	施設数	延床面積（㎡）	施設数	延床面積（㎡）
行政系施設	庁舎等	3	4,319.76	2	3,256.55	▲1	▲1,063.21
	消防施設	19	1,365.15	20	2,379.17	1	1,014.02
市民文化系施設	集会施設	11	8,319.82	10	7,845.32	▲1	▲474.50
社会教育系施設	博物館等	2	991.46	2	991.46	0	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	4,903.95	3	4,903.95	0	0.00
	レクリエーション施設・観光施設	8	3,182.09	8	3,182.09	0	0.00
産業系施設	産業系施設	2	4,457.00	3	4,649.00	1	192.00
学校教育系施設	学校	8	15,661.13	8	15,661.13	0	0.00
	その他教育施設	5	1,037.21	5	1,037.21	0	0.00
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	1,500.74	2	1,500.74	0	0.00
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	1,065.00	1	873.00	▲1	▲192.00
	保健施設	1	1,172.51	1	1,172.51	0	0.00
	その他社会福祉施設	1	145.70	1	145.70	0	0.00
町営住宅	町営住宅	162	12,448.86	168	12,803.38	6	354.52
公園	公園	8	223.42	8	223.42	0	0.00
普通財産	普通財産	23	7,903.48	22	7,842.52	▲1	▲60.96
上水道施設	上水道施設	4	513.90	4	513.90	0	0.00
下水道施設	下水道施設	1	577.14	1	577.14	0	0.00
合計		265	69,788.32	269	69,558.19	4	▲230.13

表5 保有量推移（インフラ系）

大分類	中分類	表示内容	（平成27年度末）		（令和2年度末）		（増減）	
			数量	数量	数量	数量		
道路・橋りょう	町道	路線数・延長	169本	163.89km	173本	166.58km	4本	2.69km
	農道	路線数・延長	12本	14.81km	12本	14.81km	-	-
	林道	路線数・延長	31本	90.34km	30本	89.24km	▲1本	▲1km
	橋りょう	橋りょう数・延長	105橋	2.09km	105橋	2.09km	-	-
簡易水道・下水道	簡易水道	管路延長	-	59,776m	-	60,170m	-	394m
	下水道	処理区域面積・管路延長	91ha	20,813m	96ha	20,813m	5ha	-
情報通信施設	伝送路（光ケーブル）	延長	-	199,218m	-	199,218m	-	-
	移動通信用鉄塔	基数	-	6基	-	6基	-	-
防火水槽	防火水槽	箇所数・総容量	62ヶ所	2,114t	59ヶ所	1,991t	▲3ヶ所	▲123t
	耐震性貯水槽	箇所数・総容量	45ヶ所	1,820t	51ヶ所	2,060t	6ヶ所	240t

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

- ・有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合であり、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することが可能です。
- ・この比率が高いほど、法定耐用年数に近く、老朽化が進んでいる資産が多くなるため、その維持・更新等に費用を要することになります。
- ・有形固定資産減価償却率の算定式

有形固定資産 減価償却率	＝	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{(有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額)}}$
-----------------	---	--

本町の有形固定資産減価償却率の推移は下図のようになります。

年度	有形固定資産 減価償却率	(参考) 類似団体平均値
平成 29 年度	57.2%	59.1%
平成 30 年度	59.2%	61.2%
令和元年度	61.4%	62.9%
令和 2 年度	63.1%	64.2%

資料：岩手県 県内市町村の財政状況資料集

(4) 現在要している維持管理費経費

- ・主要な建築系施設（個別施設計画記載 27 施設）において、現在要している維持管理経費は次のとおりです。
- ・その他の建築系施設やインフラ系施設については個別施設計画が現在整備中のため、整備され次第内容を反映していきます。

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	3ヶ年平均
177,196	159,053	177,455	171,235

